【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年６月22日
【会社名】	太陽ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAIYO HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 英志
【本店の所在の場所】	埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵３８８番地 （2017年６月21日より、本店所在地は東京都練馬区羽沢二丁目７番１号から上記に移転しています）
【電話番号】	０４９３（６２）７７７７（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 尾身 修一
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区羽沢二丁目７番１号
【電話番号】	０３（５９９９）１５１１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 尾身 修一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2017年６月21日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2017年６月21日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金65円10銭

当社第１回Ａ種種類株式１株につき金65円10銭

当社第２回Ａ種種類株式１株につき金65円10銭

第２号議案　定款一部変更の件（その１）

今後、化学を軸とした幅広い製品を創造する事業を展開する総合化学企業へと飛躍すべく、事業目的について変更を行うものであります。

第３号議案　定款一部変更の件（その２）

事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後も企業の社会的責任の遂行に資する事業内容の多様化に備えるため、事業目的について変更を行うものであります。

第４号議案　定款一部変更の件（その３）

本社機能を集約し、業務効率向上を図るため、本店所在地について変更を行うものであります。

第５号議案　定款一部変更の件（その４）

株主の皆様に効率的かつより充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の条文を新設するもの及び株主総会の招集に関する文言を修正するものであります。

第６号議案　定款一部変更の件（その５）

社外取締役でない取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役でない監査役についても、有能かつ多様な人材を登用し、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、それらの取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結できるよう、責任限定契約に関する文言を修正するものであります。

第７号議案　取締役２名選任の件

取締役として、中藤正哉氏及び土屋恵子氏を選任するものであります。

第８号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、東道雅彦氏を選任するものであります。

第９号議案　取締役の報酬制度改定の件

取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをこれまで以上に与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入するとともに、これに合わせて既存の業績連動株式報酬制度についても内容の変更をするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案　剰余金処分の件	255,050	2,499	－	（注）１	可決（95.13%）
第２号議案　定款一部変更の件（その１）	191,683	65,866	－	（注）２	可決（71.49%）
第３号議案　定款一部変更の件（その２）	190,991	66,558	－	（注）２	可決（71.23%）
第４号議案　定款一部変更の件（その３）	190,284	67,265	－	（注）２	可決（70.97%）
第５号議案　定款一部変更の件（その４）	256,718	831	－	（注）２	可決（95.75%）
第６号議案　定款一部変更の件（その５）	254,727	2,822	－	（注）２	可決（95.01%）
第７号議案　取締役２名選任の件					
中藤　正哉	248,264	9,284	－	（注）３	可決（92.60%）
土屋　恵子	253,612	3,937	－		可決（94.59%）
第８号議案　補欠監査役１名選任の件					
東道　雅彦	247,301	10,248	－	（注）３	可決（92.24%）
第９号議案　取締役の報酬制度改定の件	186,825	70,720	－	（注）１	可決（69.68%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上